

神戸市中小企業DXリーダー人材・AI活用人材育成事業 業務委託仕様書

1 業務名

神戸市中小企業DXリーダー人材・AI活用人材育成事業業務

2 履行期間

契約締結の日から 2026 年 3 月 31 日まで

3 業務の目的

市内中小企業のDX推進を加速するため、「経営課題を把握しプロジェクトを進行するビジネススキルやITスキルを習得する集合型研修」、「企業の状況やニーズに応じた個社別研修」を通じて、企業内でDXを推進する役割を担うDXリーダー育成を支援する。

また、Microsoft AI Co-Innovation Lab Kobe（以下、「Microsoft AI ラボ」という。）を利用してプロダクトを製作する企業を支援することで、企業内のAI活用人材育成に繋げる。

4 業務内容

（1）集合型研修の実施

①概要

- ・経営課題を的確に把握し解決に導くスキルやDX推進のために最低限必要なITスキルを習得するための研修を実施すること。

②時間数

- ・すべてのプログラムを合わせて 15 時間以上実施すること。
- ・プログラムの構成については企画提案書に記載すること。

③場所

- ・市内企業が参加しやすい会場を受託者にて確保のうえ実施すること。

④プログラム内容

- ・知識のインプットは最低限とし、ワークショップ等のアウトプットを中心とした「実践力」を高める研修とすること。
- ・適宜オンライン研修を交えても良いが、プログラムの半分以上の時間は対面研修とし、参加企業同士の横のつながりができるプログラムとすること。

⑤参加企業の費用負担

- ・企業内の人材育成事業という観点から、参加企業に費用負担を求めること。
- ・参加企業の費用負担は、参加人数1名につき 25,000 円（税込）とし、徴収方法及び本市への収納方法については本市と協議のうえ決定すること。

⑥KPI

- ・参加企業 15 社

（2）個社別研修の実施

①概要

- ・市内企業のDX推進状況やニーズに合わせてカスタマイズした研修を実施すること。

②時間数

- ・1社あたりに実施可能な研修時間、プログラムについては企画提案書に明記すること。

③場所

- ・実施企業内、オンライン等、企業のニーズに可能な限り即した場所・手法で実施すること。

④プログラム内容

- ・経営層向け、現場リーダー向け、一般社員向けなど、企業のニーズや状況に合わせたDX推進研修を実施すること。

⑤実施企業の費用負担

- ・企業内の人材育成事業という観点から、実施企業に費用負担を求めること。
- ・実施事業の費用負担は、実施企業1社につき50,000円（税込）とし、徴収方法及び本市への収納方法については本市と協議のうえ決定すること。

⑥KPI

- ・実施企業2社

(3) Microsoft AI ラボ利用に向けた伴走支援の実施

①概要

- ・Microsoft AI ラボ (<https://aiotlabs.microsoft.com/ja/>) を利用する企業に対する伴走支援及び支援を通じた企業内人材育成を実施する。

②業務の詳細

- ・Microsoft AI ラボ利用に当たり必要な「ビジネス要件」及び「技術要件」の定義についてアドバイスを行うなど、利用企業に対する丁寧な伴走支援を実施すること。
- ・利用企業がMicrosoft AI ラボにおいて開発を行う期間（1週間）は、必要に応じて同席するなど利用企業が求める伴走支援を実施すること。また、支援を通じてどのように人材育成を図るのか提案すること。
- ・必須業務はMicrosoft AI ラボ利用終了までの伴走支援とするが、利用終了後も伴走支援が可能な場合は、実施可能な支援を企画提案書に記載すること。
- ・本事業は、神戸市推薦枠 (<https://life-techkobe.smartkobe-portal.com/microsoft/>) によるMicrosoft AI ラボの利用を想定している。

③利用企業の費用負担

- ・企業内の人材育成事業という観点から、利用企業に費用負担を求めること。
- ・利用企業の費用負担は、利用企業1社につき50,000円（税込）とし、徴収方法及び本市への収納方法については本市と協議のうえ決定すること。

④KPI

- ・伴走支援企業3社

(4) 共通事項

①対象者

- ・本事業の対象は、市内に拠点を置く中小企業とすること。
中小企業の定義は中小企業基本法に定める内容とする。

②参加企業の募集

- ・市内中小企業に対して効果的な周知・広報を実施すること。その方法については、企画提案書に記載すること。

③窓口の設置

- ・各プログラムに関する申込・相談・問い合わせを受ける窓口を設置すること。
- ・設置時期は、参加企業の募集開始～2026年3月末日までとする。

④人員配置

- ・市や参加企業の要望に柔軟に対応できるよう、十分な人員を配置すること。
- ・研修の講師等、本業務の根幹に関わる者については、提案企画書に具体名を記載すること。

⑤関連団体との連携

- ・本業務に関して、神戸市機械金属工業会、兵庫工業会、兵庫県中小企業家同友会等の関連団体から意見交換を求められた場合は、資料等を準備したうえで出席すること。

5 業務完了報告書

- ・本業務を完了したときは、業務完了報告書を電子データ（PDF）で本市に提出すること。
納期：2026年3月31日（火曜）
- ・次年度以降の施策の参考となるよう、参加企業のヒアリング結果や本事業の効果分析を踏まえた内容とすること。

6 業務上の留意事項

(1) 個人情報等の保護

本業務の遂行にあたり、知り得た個人情報および秘密事項について、外部への遺漏がないように注意すること。また、本市が提供する資料等を、本市の承諾なく、第三者に提供したり、目的外に使用したりしないこと。

(2) 情報セキュリティポリシー等の遵守

業務の遂行にあたっては、本業務に適用される範囲で、本市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

(3) 再委託等の禁止

受託者は委託業務を、自己の責任において完全に履行するものとし、本市の書面による事前の承諾なく、委託業務を第三者へ委託（請負その他これに類する行為を含む。）することはできない。

なお、再委託を行う場合は、本業務の全部又は本業務の統括業務の再委託は行わないものとし、再委託先を必要とする場合には可能な限り地元企業を活用するように配慮すること。

(4) 業務責任者の選任

受託者は本業務の履行に係る責任者をあらかじめ選任し、契約期間開始までに本市にその氏名、連絡先その他の必要な事項を書面により通知すること。また、通知した事項に変更が生じたときは、速やかに、本市に対し、変更した事項を書面により通知すること。

(5) 委託料

本市は、委託契約約款第6条の定めに基づき、受託者の請求により委託料を支払う。受託

者は、委託料の請求に際して、内訳が分かる明細を添付すること。

(6) 報告及び検査

本市は、必要があると認めるときは、受託者に対して本業務の履行状況その他必要事項について、報告を求め、または検査を行うことができるものとする。受託者は、本市からこれらの求めがあった場合には、誠実に対応すること。

(7) 委託契約約款の遵守

前項までに定める事項の他、本市の委託契約約款を遵守すること。

https://www.city.kobe.lg.jp/documents/14857/20240401_itaku_yakkan_kigyou.pdf

(8) 疑義の解釈

本仕様書及び委託契約約款に定めのない事項及び解釈疑義が生じた場合は、本市と受託者が協議の上定めるものとする。

7 問い合わせ先

住 所：〒651-0087 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局工業課 担当：正木・加藤

電 話：078-984-0340 メールアドレス：kogyoka@office.city.kobe.lg.jp